

住民税(市・県民税)申告受付日程

月日(曜日)	受付地区	会 場	受付時間	月日(曜日)	受付地区	会 場	受付時間
2月16日(金)	須原	須原公民館	9:30~14:00	3月1日(木)	全地区	市役所大会議室	9:00~16:00
2月19日(月)	北湯ヶ野	北湯ヶ野公民館	9:30~11:00	3月2日(金)	立野・蓮台寺・河内	稲生沢公民館	9:30~15:00
	加増野	加増野老人憩いの家	9:30~11:00				
2月20日(火)	箕作・相玉・椎原・宇土金・落合	基幹集落センター	9:30~14:00	3月5日(月)	東中・西中・中・高馬	中公民館	9:00~16:00
				3月6日(火)	大沢	上大沢区集会場	10:00~11:00
2月21日(水)	吉佐美	朝日公民館	9:30~14:00	3月7日(水)	四・五・六丁目、旧岡方村	市役所大会議室	9:00~16:00
2月22日(木)	大賀茂	大賀茂公会堂	9:30~11:30	3月8日(木)	一・二・三丁目		
2月23日(金)	須崎	須崎漁民会館	9:30~14:00	3月9日(金)	東本郷・武ガ浜	市役所大会議室	9:00~16:00
2月26日(月)	柿崎	柿崎公民館	9:30~14:00	3月12日(月)	西本郷・敷根		
2月27日(火)	柿崎	外浦区集会場	9:30~11:30	3月13日(火)	全地区	市役所大会議室	9:00~16:00
2月28日(水)	白浜(原田)	白浜公民館	13:00~15:00	3月14日(水)			
	白浜(長田)	長田老人憩いの家	9:30~11:00	3月15日(木)			
	白浜(板戸)	板戸公民館	13:00~15:00				

※お住まいの地区の予定日に申告できない方は・・・
 2月16日～3月15日の間(土日を除く)市役所大会議室にて申告を受付ます。
 ただし、各地区での受付日には指定された会場でしか受付できませんのでご了承ください。

市県民税の申告は 正しくお早めに

住民税(市・県民税)
申告期間は
2月16日から3月15日まで



市県民税の申告

平成19年度(平成18年中の所得に対する)市県民税の申告受付を次のページの日程で行います。

市県民税の申告は、平成19年度住民税(市県民税・県民税)の基となるほか、国民健康保険税や介護保険料の算定を行ううえで重要な資料となります。申告が必要な方は3月15日までに必ず申告してください。

申告が必要な方

平成19年1月1日現在、下田市にお住まいの方は原則として市県民税の申告書を提出していただくことになります。営業・農業・不動産などの所得があった方
 公的年金受給者で、社会保険料などの控除を受ける方やほかの収入があった方
 給与収入のみのサラリーマンであるが、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方
 給与以外に、報酬・原稿料・公的年金・家賃等の不動産収入・配当(特定配当等、

所得税の確定申告

所得税の確定申告をしなければならぬ方

〈給与所得者の場合〉
 給与や退職所得以外の所得が20万円を超える方
 2か所以上から一定額を超えた給与をもらっている方
 給与の年収が2,000万円を超える方 など
 〈自営業者等の場合〉
 1年間の所得の合計額から基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いて算出した税額が、配当控除の額より多い方

税金が戻る還付申告

確定申告をする義務のない方も、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
 ローンにより住宅を取得した場合
 一定の額以上の医療費を支払った場合
 年末調整で、扶養控除や社会保険料控除を受けていない場合 など

申告をしなくてもよい方

申告不要の配当を除く)などの所得があった方
 前年の途中で会社等を退職した人(その後、再び就職し、前職分を合わせて年末調整した給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている場合を除く)
 国民健康保険に加入している人(所得の有無にかかわらず申告が必要です)
 ご家族の扶養になっっている、仕事がなかったなど収入のなかった方も申告してください。

申告に必要なもの

認印
 給与・公的年金等の源泉徴収票
 給与と公的年金以外の収入がある方は、平成18年中(1月から12月)の収入・支出がわかるもの
 * 農業所得標準は廃止となりました。平成18年分の申告

確定申告の受付

市県民税の申告受付会場で、平成18年分の所得税確定申告(白色に限る)も同時に受け付けます。
 譲渡(株式を含む)所得がある方、特別控除等が関係する所得がある方、その他特殊な場合、受付ができない場合があります。

税務署の確定申告相談は2月6日から

下田税務署の確定申告相談を、道の駅「開国しもだみなと」(特別展示室)で行います。期間中は、下田税務署で、確定申告の相談は行っていませんのでご注意ください。
 場所 道の駅「開国しもだみなと」(ベイ・ステージ下田) 2階特別展示室
 期間 2月6日(火)～3月15日(木)(土日祭日を除く)
 受付時間
 午前9時～正午
 午後1時～午後4時

からは、これまで農業所得標準を適用してきた人も、収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」による申告が必要となります。各種控除を受ける場合は次の書類

- ・ 配偶者特別控除
- ・ 配偶者の所得金額がわかるもの(源泉徴収票など)
- ・ 医療費控除
- ・ 支払った医療費の領収書・レシート、健康保険や生命保険などで補てんされる金額の明細書

- * 領収書等は整理し、支払った医療費・交通費の明細を便箋等に受診者ごとに病院別・月日順に記入のうえ持参してください。(合計額を必ず計算しておいてください)
- ・ 社会保険料控除
- ・ 国民年金・国民健康保険料などの払込証明書
- ・ 生命保険料
- ・ 損害保険料控除
- ・ 保険料の払込証明書
- ・ 障害者控除
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳など

その他の控除についてはお問合せください。

自宅のパソコンで所得税の確定申告書が作成できます

国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」では、24時間いつでも確定申告書や青色決算書、収支内訳書、消費税の確定申告書などが作成できます。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です

市県民税や確定申告の際、平成18年中の1年間に納付された額を申告することにより控除が受けられますが、申告のためには証明書等の添付が必要となります。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に社会保険庁より送付されています。

控除証明書に関する問合せは
 ☎0570 00 9911
 平日 午前9時から午後5時

問合せ先
 市県民税の申告については
 税務課市民税係 ☎2218
 所得税の確定申告については
 下田税務署個人課税第一部門
 ☎0249